

銀一レンタル会員登録用紙 法人

お申し込み日 年 月 日

申込ご本人記入欄				
フリガナ				印
会社名				
フリガナ				印
代表者名				
フリガナ				
住所	〒 建物名:			
契約店名				
契約店住所				
担当者名	部署/役職			
固定電話			携帯電話	
Eメール				
ホームページ	http://			
創立	明治 大正 昭和 平成	年	月	日
資本金			従業員数	
業種			年商	
主な取引先				
支払方法	現金 クレジットカード 事前振込み			
証明書類	登記簿謄本 その他() No.			

連帯保証人記入欄				
フリガナ			フリガナ	
氏名			住所	建物名:
生年月日	昭和 平成	年	月	日
固定電話			携帯電話	
Eメール				
間柄	親族() 勤め先 その他()			
お勤め先 会社名	部署/役職		お勤め先 住所	
電話			FAX	

入会方法について
会員登録をご確認の上申込書にご記入後、銀一スタジオショップまで下記の書類一式といっしょにご持参ください。
1. 登記簿謄本 2. 会社経歴書、カタログ等(住所の記入のあれば可) 3. 担当者の名刺、身分証明書(自動車運転免許証等)

弊社記入欄
レンタル会員 No.

登録日
年
月 日

店舗控（ご提出ください）

銀一株式会社

カメラ及び関連機材賃貸借基本契約書

第1条 契約の目的

お客様をとし銀一株式会社を甲とし、甲乙相互間にカメラ及び機材レンタルを行う為に本契約をその基本契約として締結致します。

第2条 契約条件

乙は甲の示す規約に従って、所定の契約書を提出し所定の審査によって甲の所有するカメラ及び関連機材を借用しうる資格を所得することが出来ます。但し日本レンタルカメラ協会の加盟店に過去、契約不履行等の事実がある時、会員に入会できない場合が有ります。

第3条 会員証の交付及びお客様の認定

甲は乙に対してカメラ及び関連機材レンタルを正確に履行する為会員証を発行します。また甲は乙並びに代理人より販売並びレンタルの御依頼がある場合、甲は代理人がはなはだ不自然でない場合は、甲はその者をこの代理人と認めレンタルを行う場合があります。その際生じた事故に対する責任は乙の負担にあります。乙は甲の所有するレンタル品を利用する場合には、甲に身分等の照会を求められた場合身分証明書を提示しなければなりません。

第4条 貸出の制限

下記の場合、当社契約済みのお客様(乙)にあってもレンタルのサービスが受けられない場合があります。

1. 甲の提示する商品以外の場合
2. 他のお客様の使用便宜を妨げる恐れのある場合
3. レンタル機材が正規の使用法に誠実に使用されない恐れがある場合
4. 乙または連帯保証人に機材紛失、破損に対して担保能力が無い恐れがある場合
5. 約束期間までにお支払い(ご連絡も)が無い場合
6. 最終お取引から2年間ごレンタルがない場合

第5条 レンタルの実務

1. 乙が機材を借り受ける場合、甲の在庫を予め御確認ください。(完全予約制のため)
2. 賃料は別に定める当社料金表によって行うものとします。1日24時間を単位として24時間を超える場合は1日分として加算されます。
3. 乙は甲に返却予定を事前に申し出て、それまでの賃料を前納するものとします。料金は物価状況等や需給状態により変化し、予告無く変更される場合があります。
4. 乙は機材の使用において甲に対する善良な管理者として注意をもって使用しなければなりません。乙は甲より機材を受け取る際は、各部の点検をしなければなりません。貸出中の事故(機材の故障、損傷、盗難、紛失等)について全額乙の貸出後(新品販売価格相当)負担となります。機材の確認はご返却時又はご返却後24時間以内に不具合があった場合のみご連絡いたします。
5. 機材貸出後の自然故障については乙、甲ともにその事に付随する責任義務はないものとします。
5. 機材に付随する電池、ガソリンなどの消耗から使用不可の場合、電池、ガソリンなどは 乙の責任においてご用意下さい。
6. 甲は事前にデジタルカメラ(バック式も含む)CCD(CMOS)部の汚れ、塵、ゴミ、埃、のチェックは行いが、チェック後に、汚れ、塵、ゴミ、埃が付く場合があります。必ず乙の責任において再度点検を行ってください。ご使用後のご指摘には甲は責任を負いかねます。
7. 機械部、CCD 部、電子部品、CF カード等(メディア)、PC に故障が発生し撮影不可の場合、ご返却後に症状が検証された場合(お客様に限り(お客様の操作、状況等が悪い場合はこの限りではありません)賃料料をご請求しない事をもってお詫びいたします。その他、撮影に関して金銭的支障が発生しても甲は乙に対して責任を負いかねます。
8. デジタルカメラの操作方法(ソフトも含む)に關しての説明、使用方に関しては各メーカーサービスセンター又はお客様センターに御相談下さい。

9. 各メーカーのソフトの不具合、PC の OS に関しての不具合については一切甲の責任はないものとします。

10. キャンセル料金は、お渡し予定日の2日前50%、1日前70%、当日100%の各レンタル料金を申し受けます。(配達済みの場合は配達料や引き取り料を申し受ける場合もあります)
11. レンタル期間中に乙が物件又はその設置、保管、使用等により第三者に与えた損害については乙がこれを賠償するものとし、甲は一切の責任を負いません。

第6条 レンタル期間延長

乙からレンタル期間の満了時までに期間延長の申し出があった場合甲がこれを承認した場合のみ、甲はレンタル契約に適用される料金表に基づきの申し出を了承できます。連絡のない延長はいかなる場合も認められません。すべて遅延とみなし乙は甲に細則に定める遅延料金表率に基づき遅延損害金を支払うものとします。

第7条 退会及び解約

1. 乙が本契約に違反した場合、甲は勧告なく直ちに本契約を解除し、同時に甲のお客様としての資格を削除し並びに日本レンタル協会、に違反条項を直ちに連絡するものとします。(但し、個人情報に関する法律は遵守します)
2. 乙が甲に対して未払金がある場合退会通告ご10日以内に全額支払うこととします。
3. 甲からの申し出による退会の手続きはレンタル契約による物件の完全な状態での返却完了及び支払い完了をもって認められるものとします。
4. 契約期間中に取引が全く発生しなかった場合。

第8条 契約の更新

表紙ご記入の契約期間は通常3年とさせていただきます。期間満了後に相互ご異存無き場合はさらに本契約を継続させていただきます。連帯保証人は契約者と共に責任をもって本契約に誠実に履行するものとします。また個別に契約更新期限のご案内は致しません。

第9条 甲の権利譲渡

甲は、この契約に基づく甲の権利を金融機関等の第三者に譲渡し、若しくは担保に再入れる事ができます。

第10条 補足

本契約に定めが無い事項につきましては商法並び民法並び刑法その他、法律、法令に従うものとしします。本規約から発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所といたします。

上記の条文中に同意します。

年 月 日

以上、本契約締結の証として、本書を2通作成し甲及び乙は記名捺印のうえ、各自一通を所持する。

(甲) 貸主 住所：東京都中央区月島1-14-9

氏名：銀一株式会社 代表取締役 丹羽寿成

印

(乙) 借主 住所：

氏名：

印

お客様控（ご提出ください）

銀一株式会社

カメラ及び関連機材賃貸借基本契約書

第1条 契約の目的

お客様をことし銀一株式会社を甲とし、甲乙相互間にカメラ及び機材レンタルを行う為に本契約をその基本契約として締結致します。

第2条 契約条件

乙は甲の示す規約に従って、所定の契約書を提出し所定の審査によって甲の所有するカメラ及び関連機材を借用しうる資格を所得することが出来ます。但し日本レンタルカメラ協会の加盟店に過去、契約不履行等の事実がある時、会員に入会できない場合が有ります。

第3条 会員証の交付及びお客様認定

甲は乙に対してカメラ及び関連機材レンタルを正確に履行する為会員証を発行します。また甲は乙並びに代理人より販売並びにレンタルの御依頼がある場合、甲は代理人がはなはだ不自然でない場合は、甲はその者を乙の代理人と認めレンタルを行う場合があります。その際生じた事故に対する責任は乙の負担にありま

す乙は甲の所有するレンタル品を利用する場合には、甲に身分等の照会を求められた場合身分証明書を提示しなければなりません。

第4条 貸出の制限

下記の場合、当社契約済みのお客様(乙)にあってもレンタルのサービスが受けられない場合があります。

1. 甲の提示する商品以外の場合
2. 他のお客様の使用便宜を妨げる恐れのある場合
3. レンタル機材が正規の使用法に誠実に使用されない恐れがある場合
4. 乙または連帯保証人に機材紛失、破損に対して担保能力が無い恐れがある場合
5. 約束期間までにお支払い(ご連絡も)が無い場合
6. 最終お取引から2年間ごレンタルがない場合

第5条 レンタルの実務

1. 乙が機材を借り受ける場合、甲の在庫を予め御確認ください。(完全予約制のため)
2. 賃料は別に定める当社料金表によって行うものとします。1日24時間を単位として24時間を超える場合は1日分として加算されます。
3. 乙は甲に返却予定を事前に申し出て、それまでの賃料を前納するものとします。料金は物価状況等や需給状態により変化し、予告無く変更される場合があります。
4. 乙は機材の使用において甲に対する善良な管理者として注意をもって使用しなければなりません。乙は甲より機材を受け取る際は、各部の点検をしなければなりません。貸出中の事故(機材の故障、損傷、盗難、紛失等)について全額乙の貸出後(新品販売価格相当)負担となります。機材の確認はご返却時又はご返却後24時間以内に不具合があった場合のみご連絡いたします。
5. 尚、機材貸出後の自然故障については乙、甲ともにその事に付随する責任義務はないものとします。
5. 機材に付随する電池、ガソリンなどの消耗から使用不可の場合、電池、ガソリンなどは 乙の責任においてご用意下さい。
6. 甲は事前にデジタルカメラ(バック式も含む)CCD(CMOS)部の汚れ、塵、ゴミ、埃、のチェックは行うが、チェック後に、汚れ、塵、ゴミ、埃が付く場合があります。必ず乙の責任において再度点検を行ってください。ご使用後のご指摘には甲は責任を負いかねます。
7. 尚、CCD 部(受光部)の発色につきましても個体差がありますので責任を負いかねます。
7. 機械部、CCD 部、電子部品、CF カード等(メディア)、PC に故障が発生し撮影不可の場合、ご返却後に症状が検証された場合に限り(お客様の操作、状況等が悪い場合はこの限りではありません)賃料をご請求しない事をもってお詫びいたします。その他、撮影に関して金銭的支障が発生しても甲は乙に対して責任を負いかねます。
8. デジタルカメラの操作方法(ソフトも含む)に関しての説明、使い方に関しては各メーカーサービスセンター又はお客様センターに御相談下さい。

9. 各メーカーのソフトの不具合、PC の OS に関しての不具合については一切甲の責任はないものとします。

10. キャンセル料金は、お渡し予定日の2日前50%、1日前70%、当日100%の各レンタル料金を申し受けます。(配達済みの場合は配達料や引き取り料を申し受ける場合もあります)
11. レンタル期間中に乙が物件又はその設置、保管、使用等により第三者に与えた損害については乙がこれを賠償するものとし、甲は一切の責任を負いません。

第6条 レンタル期間延長

乙からレンタル期間の満了時までに期間延長の申し出があった場合甲がこれを承認した場合のみ、甲はレンタル契約に適用される料金表に基づきこの申し出を了承できます。連絡のない延長はいかなる場合も認められません。すべて遅延とみなし乙は甲に細則に定める遅延料金表率に基づき遅延損害金を支払うものとします。

第7条 退会及び解約

1. 乙が本契約に違反した場合、甲は勧告なく直ちに本契約を解除し、同時に甲のお客様としての資格を削除し並びに日本レンタル協会、に違反条項を直ちに連絡するものとします。(但し、個人情報に関する法律は遵守します)
2. 乙が甲に対して未払金がある場合退会通告ご10日以内に全額支払うこととします。
3. 甲からの申し出による退会の手続きはレンタル契約による物件の完全な状態での返却完了及び支払い完了をもって認められるものとします。
4. 契約期間中に取引が全く発生しなかった場合。

第8条 契約の更新

表紙ご記入の契約期間は通常3年とさせていただきます。期間満了後に相互ご異存無き場合はさらに本契約を継続させていただきます。連帯保証人は契約者と共に責任をもって本契約に誠実に履行するものとします。また個別に契約更新期限のご案内は致しません。

第9条 甲の権利譲渡

甲は、この契約に基づく甲の権利を金融機関等の第三者に譲渡し、若しくは担保に再入れる事ができます。

第10条 補足

本契約に定めが無い事項につきましては商法並び民法並び刑法その他、法律、法令に従うものとし、また本規約から発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所といたします。

上記の条文中に同意します。

年 月 日

以上、本契約締結の証として、本書を2通作成し甲及び乙は記名捺印のうえ、各自一通を所持する。

(甲) 貸主 住所：東京都中央区月島1-14-9

氏名：銀一株式会社 代表取締役 丹羽寿成

印

(乙) 借主 住所：

氏名：

印